

大総務第 98 号
令和 2 年 3 月 6 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 阪口 彰洋 様

大阪市総務局長 谷川 友彦
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

次の法人に係る中期目標の制定について、大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例施行要綱附則第 7 項の規定に基づき、所管所属長である大阪市経済戦略局長から同要綱第 12 条第 3 項の規定の例による依頼があったので、同項の規定の例により諮問します。

記

一般財団法人大阪市文化財協会 別紙のとおり

外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標【中期目標】

1 外郭団体名

一般財団法人大阪市文化財協会

2 所管所属名

経済戦略局

3 中期目標の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

4 本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項

(1) 当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容

当該外郭団体に委託することを通じて、本市の区域内の埋蔵文化財を精確に調査して適切に保存し、調査結果や保存を行った成果を活用して学術・文化・教育の向上と発展に寄与するとともに、蓄積された調査研究の成果・資料・技術を継承すること。

(2) 中期目標の期間終了時において(1)の行政目的又は施策によって実現しようとする状態

中期目標の期間、本市が必要と認める市内の埋蔵文化財の調査及び保存、その成果を活用した学術・文化・教育の向上及び発展並びに蓄積された調査研究の成果・資料・技術の継承が当該外郭団体によって着実に行われている状態

(3) (2)の状態を客観的に示す指標及び当該指標による目標（可能な限り定量的なもの）

指標：中期目標の期間、本市が必要と認める市内の埋蔵文化財に係る必要な調査や保存が当該外郭団体によって実施又は着手されている割合

目標：100%

(4) (2)の状態にするために当該外郭団体が行うべき事業経営の具体的な内容

様々な対象を取り扱う埋蔵文化財調査において求められる多種多様な専門分野の研究者を当該外郭団体の事業に携わる研究者として登録し、共同で調査研究を行う共同研究員制度を構築し、運用すること。

(5) (4)の事業経営の(2)の状態(成果)への貢献度を示す指標の例（可能な限り定量的なもの）

共同研究員制度に登録している研究者の専門分野数、各専門分野の登録者数